

国連平和活動に関する国際組織と加盟国の責任

藤井京子

はじめに

1. コンゴにおける ONUC
2. ソマリアにおける UNOSOM と UNITAF
3. ボスニアにおける UNPROFOR と SFOR
4. コソボにおける KFOR

おわりに

はじめに

国際連合（国連）の枠組みにおける軍事行動は、主に平和維持活動（PKO）と有志国による多国籍軍により行なわれている。本稿における‘国連平和活動’とは、これら PKO と多国籍軍による主として紛争終了後の治安を維持する活動を指す¹⁾。多国籍軍の軍事行動は、破壊された平和を回復するための軍事行動（いわゆる侵略者を撃退する行動）を含むこともあるが、国連平和活動では、その軍事行動は含まれない。

こうした活動について、例えば PKO が展開していながらジェノサイドを阻止できなかったルワンダにおける UNAMIR やボスニア（スレブレニツァ）における UNPROFOR の責任が問題とされ、また、コンゴにおける MONUC（1999年～）では PKO 兵士による現地住民に対する虐待が指摘されてきた。こうした国連安全保障理事会（安保理）決議に基づく軍事行動に関連して発生する被害や損害については誰が責任を負うのだろうか。

被害を生じさせた行為を起こした要員を含む部隊を提供している国連加盟国か、それとも、その行為が国連に帰属すると看做される国連が、その被害につき責任を負うのか。あるいは、ボスニアにおける SFOR やコソボにおける KFOR の場合のように、安保理決議において設置され、その統一指揮権を行使する NATO が責任を負うのか。

この問題については、国連創設の初期から論じられているが特に、冷戦後に PKO の活動が多数行なわれ、また従来以上の軍事行動がとられるようになり、より一層、活発に議論されて

¹⁾ この用語は2000年の「ブラヒミ報告」において登場し、その後よく使用されるようになった。同報告書による‘国連平和活動’は、紛争予防と平和創造、平和維持、平和構築を3本柱としており、より広範な概念である。また、NATO、欧州、カナダ、アフリカなどでは‘国際平和支援活動 Peace Support Operation’という用語が‘国連平和活動’とはほぼ同義で使用されている（佐藤哲夫『国際組織法』有斐閣、2005年、p. 327；等雄一郎『国際平和支援活動（OSO）における民軍関係』『レファレンス』2007年3月、p. 28；Zwanenburg, M., *Accountability of Peace Support Operations*, Martinus Nijhoff Publishers, pp.30-34; Report of the Panel on United Nations Peace Operations, UN Doc. A/55/305-S/2000/809)。本稿では‘国連平和活動’をより限定的な意味で使用している。

きている。主要な論点は、国連 PKO や多国籍軍の法的地位、並びに、そうした部隊の行為に
いかなる国際法規範が適用されるのか、違法行為が存在しているのか、またその行為はどこに
帰属するのか、そして責任はどのように解除されるのかということである。よく知られている
例として、コンゴにおける国連 PKO (ONUC) に関して、その活動中に生じた損害に対し、
国連が被害者の国籍国ベルギーなど5カ国に金銭賠償を行なった²⁾。

国際法上の責任 (responsibility) については、国家が違法行為を行なった場合の国家責任と、
国際組織が違法行為を行なった場合の国際組織がある。こうした国際責任に関して国連国際法
委員会 (ILC) が審議をし、国家責任については条文草案が2001年に総会によってテークノー
トされた。国際組織の責任については、2002年以降取組まれており、現在も審議中である。ILC
において国際組織の責任は、国家の責任に必要な修正を加えて作成されつつあり、国際違法行
為が国際組織に帰属するとき、同国際組織は責任を負うとされている。国連 PKO は総会の補
助機関であり、多国籍軍は安保理により安全保障権限を委任された機関である。こうした機関
の行為については、その行為に対して国連が実効的統制を及ぼす場合に国連の行為と看做され
るとされている³⁾。

こうした ILC の見解を念頭において本稿では、国連平和活動において生じた被害や損害と
その責任に関して、これまでどのような行為が侵害行為であると申立てられ、責任が追求され
てきたのかを検討し、その責任について考察することを目的とする。

1. コンゴにおける ONUC

コンゴ国連活動 (ONUC, Organization Nations Unies au Congo 1960-1964) は、ベルギーから
の独立直後のコンゴにおいて暴動が発生、ベルギー軍も介入して混乱した状況のなかで、コン
ゴ政府の要請に応じて、安保理決議143に基づいて派遣された。その任務は主にベルギーの撤
退促進と治安の維持であったが、カタンガ州の分離独立問題も発生し、ONUC 部隊は内戦に
巻き込まれることになった。なお ONUC の最大兵力は19,000人に達した⁴⁾。

このように ONUC 部隊は任務を履行するにあたり、分離独立をめざすカタンガ軍や外国人
傭兵との敵対行為に発展した。その軍事作戦において文民の死傷者が発生し、ONUC は人道
法に違反しているという非難を受けた。特にベルギー政府は、自国の文民数名が ONUC によ
り殺害されたことに関連して、国連事務総長に対し要求を行なった。その要求とは、ONUC
がジュネーヴ条約の義務を誠実に尊重すべきであるという指示を即時に出すこと、また文民た
る住民の生命・財産を守るために必要なあらゆる措置をとることである。

ベルギー政府は ONUC が人道法を遵守していないことを示唆しつつ、具体的に次の3点を
主張している⁵⁾。

²⁾ ONUC がその権限を越えるなどの違法な行動をすることにより、現地のベルギー国民に損害を生じさせたた
め、国連はベルギー政府との協議の結果、同国に対して総額150万ドルの損害賠償を支払っている (横田洋三
編『新国際機構論』国際書院、2005年、p. 159)。

³⁾ 第56会期 ILC 報告書 (UN Doc. Supplement No.10.A/59/10, 2004)。

⁴⁾ 横田洋三編『国連による平和と安全の維持』国際書院、2000年、pp. 16-62; 佐藤、前掲書、pp. 300-301。

⁵⁾ Seyersted, F., *United Nations Forces in the Law of Peace and War*, 1966, p.194。

- (1) いくつかの事件において、緊急の要請、特に、新しい病院に処置されずに閉じ込められた人々の避難に関する国際赤十字使節の指摘にもかかわらず、文民が軍事作戦区域から避難することができなかった。
- (2) 複数の病院が単発的な砲弾によってではなく、明らかに目標として迫撃砲により攻撃された。これにより、病院職員が傷害を受け、また病院が重大な損害を被り、赤十字使節の M.Olivet による抗議に至った。
- (3) 軍事作戦に参加していない文民が、迫撃砲や機関銃の銃撃によって自宅で死傷した。

このように国連コンゴ活動 (ONUC) の間に、その軍事行動によって多くの文民が被害を被った。それらのうちベルギーをはじめギリシャ・イタリア・ルクセンブルグ、スイスの国民が、人および財産に対する損害賠償請求を国連に申し立てた。そしてこれら個人の属する政府は、外交的保護権を行使してその請求を支持した⁶⁾。国連はこれら諸国との交渉により、一括方式での金銭賠償に関する合意に至り、各国政府は賠償金を個々の請求者に配布した。ベルギーとの協定において事務総長は、以下のように述べている。

「国連要員が無辜の当事者に正当化しえない損害を与える場合、そこから生じる責任 (responsibility) を国連は免れえない。この原則の下では、専ら軍事行動から生じた人・財産に対する損害について、又は第三者によって生じさせられたにもかかわらず、国連に対して賠償請求が申し立てられるとき、国連は賠償責任 liability を負わないことが指摘される⁷⁾。」

この国連による金銭賠償に対し、ソ連邦が抗議をした。その主張は、ベルギーがコンゴ共和国に対して侵略を行ったのであるから、自国のため又は自国民のために国連に対して賠償請求をする道徳的・法的根拠を喪失したというものである。事務総長は、ソ連邦の見解に対し次のように答えた。

「個人が損害を被り、国連がその損害に法的に賠償責任がある (liable) とし、その個人に金銭賠償をすることは、常に国連の政策である。この政策は、一般に承認された法原則と国連特権免除条約に沿っている。さらに、コンゴにおける国連の行動に関してこの政策は、国連が無視し得ない衡平と人道の考慮と同様、敵対行為における文民たる住民の生命・財産の保護に関する国際条約において明示された諸原則により補強されている。したがって国連の責任 responsibility を決定するにあたり、関連する全ての資料を収集するため ONUC の関係部署と国連本部が、提出された賠償請求について調査を行なった。そして軍事行動または軍事的必要性からのみ生じた損害の賠償請求と国連要員以外の者によって起こされた損害に対する賠償請求は却下された⁸⁾。」

⁶⁾ Zwanenburg, M., *op.cit.*, pp.88-89

⁷⁾ Agreement between the United Nations and Belgium relating to the settlement of claims filed against the United Nations in the Congo by Belgian nationals of 20 February 1965, 535 UNTS 199 (Spaak - U Thant Agreement). なお、国連はスイス、ギリシャ、ルクセンブルグ、イタリアとは各々交換公文によって解決した。

⁸⁾ Letter of 2 August 1965 from the Acting Permanent Representative of the USSR addressed to the Secretary-General, UN Doc. S/6589.

2. ソマリアにおける UNOSOM と UNITAF

ソマリアにおける国連の軍事行動は、従来型の国連 PKO である UNOSOM、次いで多国籍軍 UNITAF による希望回復作戦、さらに、初めての平和強制部隊としての UNOSOM II によって実施された⁹⁾。

UNOSOM の活動については、主に、ベルギー部隊要員とイタリア部隊要員に対して告発がなされた。まず、ベルギーの対応を見ていく。

UNOSOM ベルギー兵が関わった事件が報道されたことに応じて、ベルギー防衛省は1993年9月、自国兵に対する告発に関する行政調査委員会を設置した。その任務は、UNOSOM ベルギー部隊の行為と、その行為に至った直接的・間接的な状況と要素を調査することであり、主要な目標は、ソマリア住民に対して非難すべき集団的・個別的行為が行なわれたのかどうかを審査し、また、その作戦の背景を再構成し、分析を試みることをであった¹⁰⁾。

同委員会は1993年11月24日に報告書を提出し、その内容が議会において審議された。その結果、例外的な事件において容認できない行為があり、それは司令部・軍事統治官 (command and /or the military magistrate) により処理されていたことが指摘された。また、全作戦を通じて武力紛争法の適用に関する重大な問題は1つもないとされた¹¹⁾。

他方で、ベルギーの軍法会議や裁判所において UNOSOM 要員に対する訴追が行なわれている。例として4つの事件を紹介したい。

まず、2名のベルギー兵がキスマヨの基地において警護していた抑留中のソマリア人を虐待したとして起訴された事件がある。起訴状によれば、彼らは手錠をかけられた抑留者を蹴り、殴り、また電気ショックを加えた。1995年に軍法会議は、故意に人身被害を起こしたという訴因 (ベルギー刑法66条・392条) に基づいてこの2名を有罪とした。被疑者の一人は3ヵ月の執行猶予付き拘禁、もう一人は2ヵ月の執行猶予付き拘禁に処せられた¹²⁾。

次に、ある兵士がヘリコプターから威嚇射撃をした際に非武装のソマリア人男性を殺害したことで訴追された。軍法会議 (Court Martial) は、この行為を非故意殺 involuntary manslaughter としたが、この事件は控訴され、1995年にベルギー軍事法廷 (Belgian Military Tribunal) は、被疑者を無罪とした¹³⁾。

3つ目に事件では、C. K. と B. C. が UNOSOM II のメンバーであったときに、ソマリア人の子供を火の上にかざし、それにより故意に人身被害を生じさせ、その子供の人と財産への侵害の威嚇をしたことで告発された。軍法会議では彼らは無罪とされたが、この司法手続に民事部門の '機会均等と人種主義との闘いセンター' が参加し、1949年のジュネーヴ諸条約と1977年の追加議定書を履行するベルギー法の違反、並びに人種差別に関するベルギー法違反として申立てられた事実の再評価を要請した。これを受け1997年軍事法廷は、審理の結果、軍法会議の

⁹⁾ 横田編『国連による平和と安全の維持』pp. 186-231；

¹⁰⁾ Report Commission of Inquiry Somalia, Chapter 3 (Synthesis and conclusions), para.3.6; Zwanenburg, M., op. cit., p.91.

¹¹⁾ ibid.

¹²⁾ Military Prosecutor v. V.G.C. & R.E., Court Martial, reported in Rechtskundig Weekblad 1995-1996, nr., 26, 9 March 1996, at 949; Zwanenburg, M., op. cit., p.229.

¹³⁾ ibid.

無罪判決を確認した。同法廷は、UNOSOM II が事実上軍事作戦に従事していたと結論づける証拠を有さないため、国際人道法は適用されず、また UNOSOM II を占領国になぞらえることはできないという判断を示した¹⁴⁾。

第4の事件では、Dirk N. が UNOSOM II 要員であったときに、ムスリムの子供に豚肉を食べることを強要し、軍曹として部下達に別の子供をトラック後部に縛りつけ、そのトラックを短距離ではあるが運転するよう命令したことで告訴された。1998年にベルギー軍事法廷は、彼が子供に対し故意に人身被害を行なったこと、並びに、その子供の身体または財産への侵害の威嚇を行なったという人種主義の行為で有罪とした。彼は禁固1年執行猶予半年並びに5年間の民法上の権利停止に処せられた。同法廷はその判決の主文において、被告が世界人権宣言と人権および人民の権利に関するアフリカ憲章の下でその子供が享有する宗教の自由への権利を侵害したとした¹⁵⁾。

これらの刑事事件について、市民的・政治的権利に関する国際規約（ICCPR）第40条の下でベルギーは報告書を提出し、同報告書は1998年に規約人権委員会によって審議された。その際に、ベルギー政府代表は、委員会に対して次のように述べている。

「ベルギー人がソマリアなど国外で一定の行為を行なったとき、自由権規約その他の国際文書の下で、ベルギーの義務はいかに実行されるのかという多数の質問を受けた。ベルギー国民に対しベルギーにおいて実施された多くの訴訟手続からわかるように、行為がどこで行なわれたかに関わらず、ベルギーの管轄権が適用される。それら手続により、ある者は有罪とされ、他の者は無罪とされた¹⁶⁾。」

なお人権委員会は、ベルギーによる報告書に関する最終所見において、同国が自由権規約の適用可能性を承認して、270件の捜査を開始したことを認めて（acknowledge）いる¹⁷⁾。

他方でベルギーは、自国要員が関わった事件における被害者に対する金銭賠償を行なわなかった。第三者による請求に対して国連が処理し、支払いを行なった¹⁸⁾。国連はベルギー防衛省との協議の後、総額280万米ドルを支払った¹⁹⁾。

では次に、イタリアによる対応を検討する。ソマリアにおけるイタリア人要員による虐待に関しても幾つかの報告がなされていた。これに対し、イタリア政府は UNOSOM だけでなく、UNITAF による希望回復作戦に関する報告を調査するため、1997年6月16日に防衛省令により事実調査委員会を設置した（5人のメンバーで構成され、元憲法裁判所所長が委員長となった）。

¹⁴⁾ Belgian Military Court of Appeal (Militair Gerechtshof), Prosecutor v. C.K. and B.C., Judgement of 17 December 1997, reported in Journal des Tribunaux 1998, 286-289; Zwanenburg, M., op. cit., p.229.

¹⁵⁾ Brussels Military Tribunal (Krijgshof), Military Prosecutor CGKR v. Dirk N., 7 May 1998; Zwanenburg, M., op. cit., p.229.

¹⁶⁾ Summary Record of the 1707th Meeting of the Human Rights Committee, 27 October 1998, UN Doc. CCPR/C/SR. 1707, para. 22.

¹⁷⁾ Concluding Observations of the Human rights Committee, 19 November 1998, UN Doc. CCPR/C/79/Add. 99, para.14.

¹⁸⁾ Zwanenburg, M., pp.228-229 (Letter to Zwanenburg, M from J.Vergauwen, Belgian Ministry of Defense, Legal Division, Directorate of International Affairs, 19 December 2001)

¹⁹⁾ *ibid.*, p.229 (Letter to Zwanenburg, M from J.Y. Mine, Auditor-General at the Military Court at Brussels, 21 January 2002)

同委員会はイタリア、エチオピア、ケニアで証拠を収集し、ソマリアでは収集しなかったが、報告書を1997年8月8日に提出した。報告書では、虐待に関する幾つかの申立は信頼できるが、上官は虐待を承知していなかったため責任を負わないと判断された²⁰⁾。

この報告書が提出された数日後、新たにイタリア部隊による虐待に関する告発があったため、防衛省は同委員会に調査を再開するよう要請、委員会は1998年5月26日に最終報告書を提出した。ここでは、イタリア要員による虐待事件は単発的で、特定の場所に限定されていたと結論づけられている²¹⁾。1997年報告書と1998年報告書は共に、国家責任または国際人道法の適用可能性の問題について論じていない。

一方、イタリアにおいても刑事訴訟手続が、イタリア兵によるソマリア人虐待の告発に応じて実施された。その手続は、イタリア政府から拷問禁止委員会への1998年に第3回定期報告書によって報告されている。この報告書においてイタリアは、UNITAF 要員による希望回復作戦における行為と PKO の UNOSOM による行為を区別しないで、次のように述べている²²⁾。

ソマリアにおけるイタリア兵による暴力行為に関連して、イタリアの様々な司法当局によって、今完全かつ複合的な調査が実施されているところである。そうした4件の調査がリボルノ裁判所 (Court of Livorno) に所属する検事局において進められている。

Jhoar で逮捕されたソマリア人が受けたと申立てた拷問、並びに、モガデシュの路上バリケードで女性が兵士により受けたと申立てたレイプのための司法手続に関して、判事が直接集めた被害者・証人の証言を得るために立証審理が行なわれた。暴力を受けた被害者の後遺症を確認し、また、週刊誌に掲載された写真と被害者が一致するかどうかを判断するため、専門的審査が実施されている。その作業は進行中である。また、他の2つの手続における捜査も継続されている。

ミラノ裁判所検事局もまた、モガデシュでイタリア兵による性的暴力の申立事件について調査を続行している。

1997年2月9日付命令により、レグホン裁判所 (Court of Leghorn) の予審審問判事は、Abdi Hasn Addo により告発された事実に基づく訴追を決定した。1993年6月3日にイタリア兵が車中でソマリア人3名を銃撃し、殺害したと Addo は告発していた。しかし問題の日に、Addo が指摘した地点とは別のソマリアの地点で行なわれていた軍事作戦 'Illach 26' に兵士達は従事していたことが捜査により判明した。

なお、1993年6月にモガディシュ検問所でのイタリア要員による輪姦に関する刑事訴訟手続は、加害者または被害者を特定できないという理由で終了した²³⁾。

拷問禁止委員会は、イタリアの報告書に関する最終所見において、人権、特に拷問禁止の分

²⁰⁾ Lupi, N., "Report by the Enquiry Commission on the Behaviour of Italian Peace-keeping Troops in Somalia", *Yearbook of International Humanitarian Law*, Vol.1, 1998, p.375.

²¹⁾ Commissione Governativa d'Inchiesta per I fatti di Somalia, *Relazione Conclusiva*, 26 May 1998; Zwanenburg, M., op. cit., p.230.

²²⁾ Third periodic report of Italy to the Committee against Torture, 15 December 1998, UN Doc. CAT/C/44/Add.2, paras. 76-79.

²³⁾ *ibid.*, para.79.

野での PKO 参加部隊への訓練の欠如、並びに、部隊に随行する憲兵の人数が不十分である点につき、懸念を表明した²⁴⁾。

この他に、希望回復作戦に従事した UNITAF イタリア部隊要員としてエコレ (Valerio Ecole) が、Aden Abukar Ali の虐待に参加し、被害者の辜丸に電気ショックを与えたという事件がある。リボルノ法廷 (Livorno Tribunal) 刑事部は2000年4月13日、逮捕者または抑留者への権力濫用を理由にエコレを有罪とし、18ヶ月の執行猶予付き拘禁刑を言い渡した²⁵⁾。

次に、国連による対応については、1997年に PKO 事務次長による声明が注目される。

「平和維持派遣団における犯罪行為の申立」に関する諸報告では、UNOSOM 要員に対する告発が明示的に言及されていた。これに答えて PKO 事務次長 Bernard Miyet は、部隊が現場にあるとき「全側面をカバーし、何が起きているのかを判断するために、国連が捜査する責任 responsibility を負っていた」と述べた。また彼は、平和維持活動要員による犯罪容疑が少しでもある場合には、国連は適宜、部隊提供国に対し、自国部隊を帰国させ、捜査をし、懲戒上の措置をとり、司法手続を開始するよう要請すると述べている²⁶⁾。

ここに事務次長が表明した公式の政策に、実際の国連の犯罪申立への対応がどの程度従っているかは疑問である。

3. ボスニアにおける UNPROFOR と SFOR

スレブレニツァは、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ内戦において劣勢に立たされたムスリム人の都市であり、国連安保理決議によって安全地域に指定されていた。そのスレブレニツァでは UNPROFOR のオランダ大隊が治安の維持を担っており、NATO もまた安保理決議に基づいて '空中援護 air cover' をすることになっていた。しかし現地司令官による NATO の空爆要請は、国連職員、並びに NATO 職員、国家職員の間で行き違いがあり実現されなかった。そして1995年7月にセルビア人勢力によって約7千人のムスリムの文民が殺害されるに至った。いわゆるスレブレニツァの悲劇である²⁷⁾。

この事件に関してオランダ政府がまずとった政策は、1996年に独立した機関である 'オランダ戦争資料研究所 (The Netherlands Institute for War Documentation)' に対し、スレブレニツァ陥落の前・中・後の出来事について報告書を依頼することであった。同研究所は、スレブレニツァ陥落に至る原因と出来事、それに続く劇的な展開について歴史的視点を示すために関連する事実を挙げ、分類するよう要請された。このため、同研究所により提出された報告書は、責任 responsibility という用語を使用していない²⁸⁾。

²⁴⁾ Concluding Observations of the Committee against Torture: Italy, 7 May, 1999, UN Doc. A/54/44, para.168

²⁵⁾ Tribunal of Livorno, Criminal Division, Sentence No.439, 13 April 2000; Zwanenburg, M., p.230.

²⁶⁾ "Allegations of Criminality in Peacekeeping Missions: 'UN Cannot be Indifferent'", *United Nations Chronicle*, Vol.34 No.3, 1997, p.39.

²⁷⁾ Chesterman, S., Franck, T.M., and Malone, D.M., *Law and Practice of the United Nations: Documents and Commentary*, Oxford University Press, 2008, p.546; 横田編『国連による平和と安全の維持』pp. 498-552.

²⁸⁾ Srebrenica, A 'Safe' Area: Reconstruction, Background, Consequences and Analyses of the Fall of a Safe Area (2002); Zwanenburg, M., op. cit., p.226.

一方、オランダ議会がこの事件を検討するため2002年に設置した調査委員会は、2003年1月に提出した報告書において責任という用語を使用している。これは、同報告書が事件の政治的責任 *political responsibility* に関して最終的な判断をすることを目標としていたからである。主要な結論の1つは、オランダが政権の辞職を通して政治責任を受入れたことである²⁹⁾。

フランスにおいてもまた、議会が調査委員会を設置し、その報告書では、スレブレニツァの悲劇に関するフランスの役割とありうる責任が検討されている。報告書の結論では責任、並びに人・構造・国家という用語で判明したことが論じられている。注目されるのは、スレブレニツァの出来事に関してフランスが政治的責任を共有すると判断されたことである³⁰⁾。

次に、UNPROFOR 要員に対する訴追を検討したい。上記のオランダ議会報告書によれば、オランダ兵が犯罪を犯したという告発がなされてきたこと、しかしそれら告発を実証する証拠が何ら見いだせないこと、そして関連する犯罪は国連部隊に偽装したボスニアのセルビア人により行なわれたようである³¹⁾。

オランダ兵に関する容疑については、アーヘン (Arnhem) 検事局による覚書において詳述されている。同覚書では、スレブレニツァに駐留していたオランダ部隊 (Dutchbat: オランダ大隊) 要員により犯されたと申立てられた犯罪の検事による捜査の概要が示されている。その捜査は、1998年9月に防衛省が検事局に公開したオランダ大隊要員の非宣誓供述の事実に関する弁明に含まれた情報に基づいて行なわれた。同覚書では、事実に関する弁明における情報によれば刑事上の捜査が必要であるとされている。検事局が捜査した事件は、次の5種類に分けられる。

- (1) 大隊車両に轢かれたという文民の申立 (複数)。
- (2) 文民が大隊車両により押し倒され、轢かれたという大隊要員の申立 (単数)
- (3) 医療援助を文民に与えなかったという申立 (複数)。
- (4) ボスニアのセルビア軍への援助という申立 (複数)。
- (5) 文民の虐待または脅迫という申立 (複数)。

これら申立の全部について検事局は、訴追の根拠が存在しないと判断した。ある事件では証拠が無く、また別の事件では故意過失が無く、他の事件では出訴期限法が適用された結果、合理的な時間的範囲内に無いため、訴追が適切ではないということが指摘されている³²⁾。

また検事局が、適用可能な法はオランダ刑法であると看做したことが注目される。検事局は、大隊は紛争当事者になっておらず、また同要員は戦闘員にならなかったという理由で、国際人道法は適用可能ではないと判断した。この点で、オランダ要員が関わった行動は、安保理決議836の下での職務権限を越えておらず、そしてそのことはオランダ要員が戦争犯罪を犯し得ないことを意味すると検事局は看做した³³⁾。

²⁹⁾ Rapport Enquete Srebrenica, Bijlagen Handelingen II 2003-03, 28506, nr.3, 413, and 452.; Zwanenburg, M., op. cit., p. 226.

³⁰⁾ Rapport d' Information par la Mission d' Information Commune sur les Evenements de Srebrenica (2001), p.184 and 189; Zwanenburg, M., op. cit., p.226.

³¹⁾ 議会報告書におけるこの結論は、アーヘン検事局の覚書における該当部分の記述と必ずしも合致していない (Rapport Enquete Srebrenica, Bijlagen Handelingen II 2003-03, 28506, nr. 442; Zwanenburg, M., op. cit., p.227)。

³²⁾ Rapport Enquete Srebrenica, Bijlagen Handelingen II 1999-00, 26122, nr. 17; Zwanenburg, M., op.cit., p.227.

一方、自由権規約の遵守に関する人権委員会においても、スレブレニツァ事件に関連するオランダの責任 *responsibility* が審議されている。オランダはこの問題につき人権委員会への第3回定期報告書において言及していた。委員会はその最終所見において、次のように述べている³⁴⁾。

1995年7月のボスニア・ヘルツェゴヴィナのスレブレニツァ陥落をめぐる出来事へのその当事国（オランダ）平和維持部隊要員の申し立てられた関与から6年後の今、関わった人々の責任 *responsibility* が、これから公式にかつ最終的に決定されねばならないことにこの委員会は依然として関心を持っている。このように非常に重大な出来事については、生命への権利を確保するという当事国の義務に関連する問題は、迅速かつ包括的に解決されるべきこと（規約第2条・第6条）が特に重要であると、この委員会は考えている。

当事国オランダは可能な限り早く、スレブレニツァにおけるその部隊の関与につき捜査を完了し、その結果を広く公表し、刑事上・懲戒上の適切な行動をいかなるものであれ決定するために、結論を検討すべきである。

さて次に、国連による対応を検討する。

1998年に国連総会は、スレブレニツァに関する報告書を提出するよう事務総長に要請した。その報告書は、スレブレニツァにおける諸事件の叙述と事件の評価を含む。その評価では繰り返し‘責任 *responsibility*’という用語が使用されている。特に、同報告書の結論では次のように述べられている。

「国際社会は全体として、戦争の初期段階で武力使用の拒否により生じさせた悲劇的な一連の事件に対する責任 *responsibility* を共有せねばならない。この責任は安全保障理事会、コンタクトグループ、および国連事務局・現地派遣団と同様、武力使用の延期に関わった他の諸政府によって共有される³⁵⁾。」

また国連事務総長は、1999年10月11日サラエヴォでの記念式典において、非常に多数の犠牲者を出した苦難と戦争を停止させるために決定的な行動を取ることを国際社会が怠ったことにつき、国連に代わって遺憾の意を表明している³⁶⁾。

これまでに紹介したほとんどの報告書と事務総長の声明において、責任 *responsibility* が言及されているけれども、この表現は国際法上の責任の意味で使用されていないようである。この報告書・声明では、諸国または国連への行為の帰属が言及されていないし、国連または諸国により侵害されたと申立てられた国際規範にも言及されていない。特に、スレブレニツァにおける UNPROFOR の行為が、国際人道法違反であるという申立と関連づけられていない。唯一の

³³⁾ *ibid.* 検事局によるこの見解は、行為を行なった当事国当局により表明されたものであって、人道法の適用可能性を決定する際に、その点を考慮に入れるべきであろう。

³⁴⁾ *Concluding Observations of the Human Rights Committee: Netherlands, 27 August 2001, UN Doc. CCPR/CO/72/NET, para.8.*

³⁵⁾ UN Doc. A/54/549 (1999); Chesterman, S., Franck, T.M., and Malone, D.M., *op.cit.*, pp.546-548.

³⁶⁾ UN Press Release SG/SM/7168, 2nd October 1999.

例外が、オランダ議会報告書により指摘されたオランダ兵の容疑とその根拠の不明確さについてである³⁷⁾。なお、この結論は、アーヘン検事局覚書の内容と完全に合致しているわけではない。

最後に NATO が指揮する多国籍軍 SFOR について。

SFOR は、1996年の安保理決議1088に基づいてボスニア・ヘルツェゴビナの治安を維持するために派遣されることになった³⁸⁾。

1997年に SFOR の英国要員がボスニアの旗を盗んだ。その事件の捜査を SFOR が自ら開始し、謝罪をしたという例がある³⁹⁾。また、1991年～1995年の戦争において死亡または行方不明になったクロアチア人の記念碑に SFOR 要員が損害を与えたという事件が発生した。このとき SFOR 司令官が、クロアチアの外務大臣に謝罪の書簡を送付し（2002年12月）、深い遺憾の意を表明したと報じられた。その後クロアチアは、徹底的な調査を要求する SFOR への抗議を正式に提出した⁴⁰⁾。

4. コソボにおける KFOR

コソボ紛争に介入した NATO によるユーゴスラビア空爆後、国連安保理決議1244に基づいて、UNMIK が立法・行政・司法権を行使する一方で、KFOR が治安の維持を担った。KFOR は NATO の統一指揮下の下で行動をしている⁴¹⁾。

KFOR 要員が犯したと申立てられた犯罪に関して、部隊提供国当局により調査が行なわれ、懲戒上・刑事上の行動が取られてきた。その行為の幾つかは、人権侵害を構成するように見える。

例えばイギリスでは、1999年に防衛省特別調査班が男性2名の謀殺、並びにもう3名に対する傷害につき、KFOR 英国兵3名を捜査した⁴²⁾。ベルギーでは、2000年12月に KFOR ベルギー要員が1名の男性を殺害したと申立てられた事件を憲兵が調査した⁴³⁾。

また、アメリカ当局は米国 KFOR 要員による侵害の申立に対する調査を2000年に行なった。調査結果の報告書では、その要員が複数の現地住民を威嚇し、殴ったとされている⁴⁴⁾。訴追については、2000年に KFOR 米国部隊員の1人が、現地の少女をレイプし謀殺 murder したとし

³⁷⁾ Zwanenburg, M., op.cit., p.227.

³⁸⁾ SFOR, Stabilization Force (<http://www.nato.int/SFOR/>). なお SFOR は、2004年12月2日に任務を終了し、欧州連合の EUFOR が任務を引き継いだ (NATO ends SFOR mission, <http://www.nato.int/docu/update/2004/12-december/e1202a.htm>).

³⁹⁾ 「申立てに対する我々の捜査は、今、終了した。SFOR は、安定化部隊メンバーの行動によるいかなる侵害に対しても謝罪したい」と述べている (SFOR Press Conference Transcript 3 December 1997)。

⁴⁰⁾ NATO Commander Apologies to Croatia for Vandalism by Soldiers, Agence France Press, 12 December 2002.

⁴¹⁾ Kosovo Force (<http://www.nato.int/KFOR/>); 横田洋三編『国連による平和と安全の維持 第2巻』国際書院、2007年、pp. 524-574。拙著「コソボ多国籍軍 (KFOR) に関する法的諸問題」(研究ノート) *NUCB Journal of Economics and Information Science*, Vol.50 No.1, September 2005.

⁴²⁾ “Kosovo’s Love Affair with NATO Keeps Tempers Down”, *The Guardian*, 4 December 2000.

⁴³⁾ Zwanenburg, M., op.cit., p.233.

⁴⁴⁾ “Army Report Says Soldiers Abused Civilians in Kosovo”, *Washington Post*, 17 September 2000, at section A, at 8.

て、米国当局により有罪とされた例がある⁴⁵⁾。

また、自由権規約委員会において UNMIK と KFOR についてコソボにおける人権問題が審議され、最終所見が公表されている。他方で欧州人権裁判所に対し、KFOR 司令官による司法の枠組外の抑留と、KFOR フランス部隊による不発弾除去の不作为が提訴され、管轄権判決がでている⁴⁶⁾。

おわりに

国連平和活動から生じた被害に関する責任について、本稿では検討してきた。基本的に国連は、その決議に基づいて設置される平和活動について責任を有すると考えられるが、本論における論述をまとめてみたい。

まず国連について見ると、明確に国際法上の責任を認め、法的効果として金銭賠償が行なわれたのは、1960年代前半にコンゴにおいて発生した ONUC の行動による被害への対応のみである。他のほとんどの場合、ボスニアのスレブレニツァに関する事務総長の見解におけるように、国際法上の責任を認めたのかどうか、また国家責任の法的効果と看做されるのかどうか明確ではない。

また、ソマリアにおいて UNOSOM ベルギー要員が関わった事件では、ベルギー政府は金銭賠償の提供を拒否し、国連が支払いを行なった。この事例については、情報が十分ではなく、国連が法的な責任を認めているのかどうか明らかではない。しかし、少なくとも部隊提供国であるベルギーが、自国要員が容疑者となった違法行為への金銭賠償義務を国連が負うべきであると看做していたようである⁴⁷⁾。

次に、国際人道法の適用について。責任が生じる前提として違法行為の存在を考える必要がある。

部隊提供国であれ、国連であれ、責任が発生する場合、それはいかなる法規則に対する違反行為なのか。国連 PKO と多国籍軍による行動を規律する法としては、国際人道法がまず想定される。ここでも ONUC の事例では、国連事務総長が表明しているように、人道法の適用が認められる。しかしその他の場合には、人道法の適用は否定されている。特に、ソマリアにおける UNOSOM II のベルギー要員による侵害についてベルギー軍事法廷は、UNOSOM II が軍事作戦に従事したという証拠が無いため、人道法は適用されないとした。また、ボスニアの UNPROFOR オランダ大隊による行為の刑事捜査において、国際人道法は適用不可能であり、適

⁴⁵⁾ Boehmer, G., "Ohio GI Gets Life Sentence for Killing Ethnic Albanian Girl in Kosovo", *Washington Post*, 2 August 2000, at section A, at 25.

⁴⁶⁾ UN Doc. CCPR/C/UNK/1, 7 February 2006; UN Doc. CCPR/C/UNK/CO/1, 14 August 2006; European court of Human Rights, Grand Chamber Decision as to the Admissibility of Application No.71412/01 by Agim Behrami and Bekir Behrami against France and Application No.78166/01 by Ruzhdi Saramati against France and Norway, 2 May 2007 ; 拙著「国連平和活動と国際人権法・国際人道法～国連暫定統治下のコソボ～」『世界法年報』第27号、2008年3月、pp.76-105；拙著「欧州人権条約と国連の平和活動～ベアラミ・ベアラミ事件とサラマティ事件～」(研究ノート) *NUCB Journal of Economics and Information Science*, Vol.53 No.1, July 2008, pp.135-149.

⁴⁷⁾ 同様の例として、スレブレニツァで殺害された人々の遺族により2003年11月にオランダに提起された事件がある。国連の指揮・統制下での平和活動の行為につき、原則として国連が責任を負うとオランダ政府は主張している (Zwanenburg, M., op.cit., pp.235, 265-266.)。

用可能な法はオランダ刑法であるとアーヘン検事局が明確に判断した。

第3に、部隊提供国の国家の責任について。ソマリア、ボスニア、コソボに部隊を提供した各国の当局は、自国要員が犯したと申立てられた犯罪につき、懲戒上・刑事上の捜査と訴追に取り組んだ。

これは、国際責任の観点からみると、国際違法行為を生じさせた個人に対する懲戒上・刑事上の行動をとることは、責任の法的効果の満足の一形態であると考えられる。これは、国連平和活動における違法行為に対して、部隊提供国が責任を負うということが含意されているように見える。しかし、これはむしろ、国連と部隊提供国との間の参加国協定の帰結であり、また、国連が自前の刑事司法システムを有していないことの結果である。国連は、平和活動において部隊を提供する諸国に依存しており、それら諸国が自国部隊への排他的管轄権を部隊提供の条件としている。国連が侵害者を訴追しないということは、必ずしも、自らの責任を認めないという結果ではない。

むしろ国連平和活動の責任に関する国連の政策は、1997年に国連事務次長が UNOSOM 要員に対する告発に関連して表明されたように、国連はその部隊が現地に展開しているとき、責任を負っているというものである。具体的に言うと、国連は、違法行為の容疑がある場合、その行為を犯した要員の部隊提供国に対して、その部隊を帰国させ、懲戒上・刑事上の措置をとるよう要請する。

第4に、国際人権法の適用について。既に見て来たように、部隊提供国当局は国際人道法の適用可能性を否定し、自国の軍事規律や刑法に違反しているかどうかを判断してきた。軍事規律は基本的に国際人道法を反映していると推測されるが、実際には1998年にベルギー軍事法廷の判決に見られるように、人権法違反が言及されている (UNOSOM II の要員 Dirk N. 事件)。

また、ソマリア問題に関連してベルギーが自由権規約委員会へ、イタリアが拷問禁止条約委員会に対して報告書を提出し、ボスニア問題ではオランダが自由権規約委員会に報告書を提出、各々審議されている。こうした人権条約の監視機関は、部隊提供国の責任を援用しているように見える。ここでも、部隊提供国の責任なのか、国連の責任なのかにつき、注意深く検討してみたい。

(a) UNOSOM イタリア要員に関する拷問禁止委員会の最終所見。

委員会は、人権、特に拷問禁止の分野での PKO 参加部隊への訓練の欠如、並びに、部隊に随行する憲兵の不十分な数につき懸念を表明し、ソマリアの事件から生じた司法手続の経過と結果につきイタリアが同委員会へ情報を与えるよう勧告した。委員会の勧告は、自国領域内に居る全ての容疑者を訴追するという条約第7条のもとでのイタリアの義務に関連している。

しかしここで委員会により表明された懸念は、実際に部隊が国連の指揮下に展開される以前のイタリア当局の行為に関するものであって、部隊が国連の統制下にあるときに発生した行為に関するものではなかった。この場合、国連の責任について考える必要な無いといえる。

(b) オランダの第3回定期報告書に関する規約人権委員会の最終所見。

委員会は「スレブレニツァ陥落をめぐる出来事における同国の平和維持部隊メンバーの申立

てられた関与」について懸念を表明し、これら出来事は、規約第2条と第6条の下で生命への権利を確保する当事国の義務に関連していると述べている。この場合、スレブレニツァにおける自国軍隊の関与につき捜査を可能な限り早く完了するという義務を、委員会は国連の指揮・統制下にある行為に基づかせているように見える。しかし当初、オランダは、スレブレニツァのオランダ部隊に直接、命令を与えており、その命令から生じた行為につき同国が責任を負うことになるという申立がなされたとき、それら申立を否定した。

人権委員会の最終所見への回答においてオランダ政府は、関係する行為がオランダに帰属されるかどうかについては何ら触れず、スレブレニツァ市民は、自由権規約第2条の意味でオランダの管轄権内に入っていないと主張した。

(c) ベルギーの第3回定期報告書に関する規約人権委員会の最終所見。

ソマリアにおける UNOSOM ベルギー兵の行為に関して、委員会はその所見において懸念を表明し、この点で自由権規約の適用可能性をベルギーが承認し、多くの捜査を開始したことを認めている。国連の実効的な指揮下にある要員の行為を調査する義務をベルギーが自由権規約に基づいて負うことを委員会は提議した。この場合、委員会は問題となった行為につき、ベルギーに法的結果を負わせたように見える。

第5に、地域的な国際組織である NATO の平和活動に関する責任について。その実行は、わずかであり、何らかの結論を出すのは時期尚早であろう。SFOR と KFOR の場合、懲戒上・刑事上の行為は、部隊提供国当局によって排他的に行使されている。一方、ボスニア旗の窃盗に関する事件で SFOR は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ国に謝罪を行なった。その行為は、国際責任を生じさせる国家の象徴に対する侮辱の明白な例であるように見える。国旗に対する侮辱から生じる国際責任の他の諸事例では、謝罪は、一般に適切な賠償であるか又は、少なくとも賠償を構成する措置であると看做された。謝罪が国際責任の法的結果と看做されることをこの類似性は示している。NATO は国際的に責任を負うことはできないという主張から見て、謝罪が英国ではなく SFOR によって為されたことは注目すべきであろう。

以上見たように、国連平和活動に対する懲戒上・刑事上の行動をとる義務を原則として部隊提供国が負う。しかしこれは義務であるというよりむしろ、権利であるように見える。国連平和活動に部隊を提供する国は、自国部隊に対する排他的管轄権を主張し、その目的で国連と協定を結ぶ。一方、国連と部隊提供国との間の部隊の地位に関する交換公文において国連事務総長は、部隊提供国政府に対して派遣部隊員による犯罪につき堅固かつ実効的な管轄権を行使し、かつ行使された各々の場合に国連に報告する準備をしておくよう要請している。また、個々の申立があるとき、国連が部隊提供国にその義務を想起させるべきであるという提案がある。

国連は国際人道法および国際人権法の諸条約の当事者ではなく、それら条約上の義務を履行するシステムを有していない。また国連は、その平和活動の実施を加盟国部隊に依存していること、また部隊提供国が自国部隊への管轄権を主張している。これら事実から、国連は、平和活動に関して懲戒上・刑事上の行動をとる義務を国連が部隊提供国に委任しているとも考えることもできる。そうであれば、国連は、その義務の履行を監督する義務を負っている。個々の政府が訴追することができない、または訴追しようとしないうち、国連がその訴追を実行するよ

う確保すべきである。

スレブレニツァ陥落に関する国連事務総長による調査と遺憾の意の表明は、法的な意味での責任というよりむしろ、‘一般的責任 *accountability*’ や政治的責任の結果であるように見える。国連、並びにフランスとオランダの調査委員会により提出された報告書は、‘*responsibility*’ の用語を使用しているが、国連または諸国が侵害した国際的規範に全く言及していない。一般的責任の要素として、行為に関する報告書の提出、情報の収集と公開・監査を通じて、国際組織と諸国が行為を監督することが求められていると考えられる。